

平成15年10月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(ワ)第6605号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成15年9月2日

判 決

大阪府 [Redacted]

原 告 [Redacted]

同訴訟代理人弁護士 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告 [Redacted]

同代表者代表取締役 [Redacted]

同訴訟代理人弁護士 [Redacted]

同 [Redacted]

同 [Redacted]

同訴訟復代理人弁護士 [Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、3493万6634円及びこれに対する平成14年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを100分し、その3を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求 (平成15年1月28日付訴え変更申立書により変更後のもの)

被告は、原告に対し、金3604万6134円及びこれに対する平成14年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告の従業員から、適合性原則や説明義務等

に反する違法な勧誘を受けて行った海外先物オプション取引により損失を被ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

1 前提事実（争いのある事実は、認定証拠を該当個所に掲記する。）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和9年[]生まれの女性である。

イ 被告は、海外先物オプション取引の受託等を業とする株式会社であり、^A[]（以下「^A[]」という。）、^B[]（以下「^B[]」という。）、^C[]（以下「^C[]」という。）、^D[]（以下「^D[]」という。）及び^E[]（以下「^E[]」という。）は、後記(3)記載の原被告間におけるオプション取引（以下「本件取引」という。）当時、被告の従業員だった者である。このうち、原告との取引を担当したのは、^A[]、^B[]及び^C[]である（以下、これら3人の被告従業員を「被告担当者ら」と総称することがある。）。

(2) オプション取引について

オプションとは、一定の商品（原資産）を、将来の一定の日（満期）又は満期までの期間内に、その時の市場価格と無関係に、あらかじめ定められた一定の価格（ストライクプライス）で売る権利（プットオプション）又は買う権利（コールオプション）である。オプションは、行使されないまま満期を徒過すると、無価値となる。なお、オプションの代金を、「プレミアム」という。

(3) 本件取引経過

原告は、平成14年4月9日（以下、特に断らない限り、日付は平成14年である。）、^A[]及び^B[]の勧誘に応じて、被告との間で、被告を通じて海外先物オプション取引に投資することを合意した。

そして、別紙取引一覧表のとおり、同日から5月10日までの間に、米国市場における9月限月・100円75セント又は77セントの円先物のプッ

トオプション合計130枚を3173万6634円（プレミアム計2218万1634円と手数料及び消費税計955万5000円との合計額）で購入した（以下「本件取引」といい、個々の取引は、日付により、例えば「4月9日付売買」などという。）。しかし、これらのオプションは、いずれも満期である9月6日までに権利行使されなかったため、全て無価値となり、原告は、同取引の結果、上記同額の損失を被った。

なお、原告が被告に交付した金員の入出金状況は、別紙入出金一覧表記載のとおりである。

2 主要な争点及び当事者の主張

(1) 本件取引の勧誘行為における違法性の有無

（原告の主張）

ア 適合性原則違反

受託業者は、顧客に適合しない取引を勧誘してはならない義務（適合性原則の遵守義務）を負う。ところで、オプション取引は、その仕組みが極めて複雑で価格変動の予測が困難な上、プレミアムには時間とともに値下がりする性質があり、被告の徴収する手数料も高額であることなどから、本件取引は、大局的にみて損失になる危険が極めて高い投機取引であって、そもそも原告のような一般投資家には適しない取引である。また、原告は、昭和9年生まれの無職・年金生活をしている独り暮らしの女性であって、投資経験や生活資金以外の余裕資金もなく、投機取引を行う意思も必要もないから、オプション取引に対する適合性がない。したがって、被告担当者らは、原告に本件取引を勧誘してはならない義務に違反して本件取引を勧誘し、これを行わせたものである。


イ 説明義務違反等

被告担当者らは、原告に対し、オプション取引について十分理解し得るよう説明する義務（説明義務）を負っていたにもかかわらず、同取引につ

いて原告に理解し得るような説明をしなかったばかりか、かえって、絶対儲かる、銀行でドルを買うより大きな利益になる、自分の担当した顧客でオプション取引をして損をした人はいないなどの断定的判断を提供して本件取引の勧誘を行った。そのため、原告は、オプション取引について全く理解しないまま、元本欠損のリスクのない取引であると誤信して本件取引を開始した。

また、被告担当者らは、同取引開始後も、十分な説明をしないまま、追加投資すれば大きな利益になるとか、原告の購入したオプションが値下がりのため損を取り戻すためには追加投資が必要であるなどの断定的判断を提供して、原告に追加投資を行わせた。

ウ 新規委託者保護義務違反

原告はオプション取引の初心者であるから、被告にはその取引規模を制限して原告の保護を図る義務（新規委託者保護義務）があったのに、らは、原告に最初の3日間で約2500万円、約1か月間で3100万円以上（いずれも手数料及び消費税を含む。）もの過大な取引を行わせ、もって上記義務に違反した。

エ 実質的一任売買・欺瞞的取引

およそ受託業者が顧客から取引の一任を受けることは許されないところ、オプション取引のような複雑な取引の場合、一般投資家は、全面的に受託業者の判断に依拠して投資せざるを得ないのであり、本件においても、一般投資家である原告は、受託業者である被告の言いなりで本件取引を行うに至ったが、このような取引は、実質的な一任売買に当たる欺瞞的取引である。

オ 小括

上記アないしエのとおり、上記勧誘行為は、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供及び新規委託者保護義務違反等の違法がある。こ

れらは、①被告の組織的な不法行為に該当する（主位的主張）。そうでないとしても、②被告担当者らに個々の不法行為が成立し、これが被告の事業の執行につきなされたものであるから、被告はその使用者責任を負う（予備的主張）。

（被告の主張）

ア 自己責任の原則

原告は、適合性原則違反や説明義務違反を主張するが、オプション取引のような投機取引は自己責任が原則であって、原告も自己の責任において本件取引を行った以上、これにより生じた損失は原告が負担すべきである。

イ 適合性原則違反について

適合性原則違反の点は否認する。

オプション取引は、確かに比較的高リスクな商品であるが、米国の公開市場で行われる公正な取引であり、その利害得失も、要するに、本件に則していえば、権利行使価格及び損益分岐点を超えて円安となれば利益となり、そうでなければ損失となるという単純なものであって、誰にでも容易に理解可能である。特に、原告には、株取引及び先物取引の経験があり、投機志向が強く、本件取引にも積極的だったのであるから、原告が本件取引について適合性を有しなかったということとはあり得ない。

ウ 説明義務違反等について

説明義務違反、断定的判断の提供の点は否認する。

オプション取引の仕組みは、上記のとおり単純である。そして、本件取引は、円相場を対象とするものであるところ、円相場の変動を完全に予測することができないことは公知の事実であり、円相場の動向に関する情報は一般の公刊物から人手し得るものであるから、上記のようなオプション取引の基本的な仕組みを説明すれば、説明義務は果たされるというべきである。

ところで、被告担当者らは、本件取引の勧誘の際、原告に対し、オプション取引について、オプション取引のABC（乙4）等の分かり易い説明資料を用いて、その仕組み及びリスクの内容、ことに投資額（プレミアム、手数料及び消費税の合計額）全額を喪失する可能性があることについて十分説明した上、被告担当者らにおいて同取引に関する説明資料を原告に交付し、また、営業担当とは別部門である法制管理部のD[REDACTED]において、原告と面接して同人のオプション取引に関する理解を確認し、これが不十分なところは被告担当者らに再度説明させるなどして、原告に本件取引について理解させている。もちろん、被告担当者らは、上記勧誘の際、原告に対し、絶対儲かるなどという断定的判断を提供したこともない。

したがって、被告担当者らは、原告に対する説明義務を果たしている。

エ 新規委託者保護義務違反について

新規委託者保護義務違反の点は否認する。

取引規模の判断は、保有資産の内容を最も熟知している顧客である原告自身の責任で行われるべきものであって、その誤りにつき受託業者である被告が責任を負わされるいわれはない。

オ 実質的一任売買・欺瞞的取引について

実質的一任売買・欺瞞的取引の点は否認する。

原告は、上記のとおり、自己の判断と責任において本件取引を行ったものである。

カ 小括

以上アないしオのとおり、被告担当者らの原告に対する本件取引の勧誘行為が違法であったということはなく、本件取引により原告が被った損失は、原告の自己責任に帰すべきものである。

(2) 原告の損害額等

(原告の主張)

原告は、被告担当者らの上記違法な勧誘行為により、原告が本件取引のために被告に預託した金員のうち原告に返還されなかった3184万6134円（本件取引自体の損失3173万6634円を含む。）に慰謝料100万円、弁護士費用320万円の合計3604万6134円の損害を被った。

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づき3604万6134円及びこれに対する不法行為の日以後である平成14年7月25日（訴状送達の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

（被告の主張）

ア 損害額について

本件取引による損失については認めるが、その余は否認ないし不知。

なお、原告は、本件取引のオプションが決済される前に本件紛争処理を齋藤護弁護士（本件訴訟代理人）に委任したのであるから、原告は、遅くともその時点でオプションを決済するなどして権利放棄による損失を回避し得たのであって、これを被告に転嫁すべきでない。

イ 過失相殺

仮に被告担当者らの勧誘行為が不法行為に当たるとしても、自己責任の原則や原告の投資経験等に鑑み、少なくとも8割の過失相殺が認められるべきである。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)（本件取引の勧誘行為における違法性の有無）について

(1) オプション取引の基本的な仕組みとリスク

ア オプション取引の基本構造

前記前提事実記載のとおり、オプションとは、原資産を、満期日又は満期日までの期間内にストライクプライスで買う権利（プットオプション）又は売る権利（コールオプション）をいう。本件取引は、原告が、米国市

場における9月限月・100円75セント又は77セントの円先物のプットオプション（ドル建て）を買ったものである。

オプション保有者は、権利行使をするか否かの自由を有し、また、オプションを相場価格で転売することもできるが、権利行使しないまま満期日を徒過すると、オプションは無価値となる。

そして、オプション取引には、プットとコールのそれぞれについて、購入と売却があり、これに応じて、オプション取引におけるリスクとリターンの特徴は4種類に分類される。

このうち、本件のようなプットオプションの購入であれば、損益曲線は、原資産価格がゼロの場合に最大となり、損益分岐点を通って原資産価格とストライクプライスが一致する点まで単調減少するが、さらに原資産価格が増加しても、その後は一定の値（投資額相当額のマイナス）を取ることになる（甲6、乙5）。

イ リスクヘッジ目的によるオプション取引の場合

以上のように、原資産の保有者は、プットオプションの購入により、その投資額を負担するだけで、原資産価格がストライクプライス以下に下落するリスクを回避できる。

このような掛捨て型の保険と同様の経済的効果を得ること（リスクヘッジ）が、オプション取引本来の目的である。そして、リスクヘッジ目的のオプション取引には、原資産価格の相場が予想と反対に変動した場合に価格変動リスクを負担しない点で、これを全面的に負担する先物取引などとは異なる経済的意味があり、仮に満期日までにプレミアムが減少し、最終的に権利を放棄することになり、投資額全額を喪失したとしても、それにはリスク回避の対価としての経済的意義があるから、プレミアムが合理的に算定されている限り、有用かつ合理的な商品といえる。

ウ 投機目的のオプション取引の場合

(7) 以上に対し、投機目的のオプション売買は、市場のオプションを購入して、プレミアムが騰貴したときに転売利益を得ようとするものである。この場合も、先物取引とは異なり、投機のリスクは投資額に限定されている（本件取引のように為替変動リスクがある場合も同じ。）。しかし、専らプレミアムの価格騰貴による転売利益の取得のみを見込んだ取引であるため、将来のプレミアムの価格変動について合理的な予測を行うことが必要であり、そのためには、前提として、価格変動の特徴及びその要因についての正確な理解が不可欠である。

(イ) まず、プレミアムの価格変動は、当然、原資産の価格変動により左右される。しかし、プレミアムは原資産価格よりも遥かに大きく変動するのが通常であり（レバレッジ効果）、また、権利行使の可能性が減滅した場合などには原資産の価格変動とは必ずしも連動しない場合があるため、単純に原資産の価格変動が予測できればよいというものでもない。

(ロ) また、プレミアムは、本質的価値（直ちに権利行使し得たとした場合に得ることのできる利益）と時間的価値（将来の権利行使日において権利行使した場合に得ることのできる利益の期待値の総和）とからなるとされる（甲6）。

しかし、本件オプションのプレミアムは、購入時において、円相場がストライクプライスを上回っていたため本質的価値はいずれもゼロであり、時間的価値のみからなっていたところ、時間的価値は、さらに、原資産価格の変動率（ボラティリティ）、原資産価格とストライクプライスとの距離、満期までの期間の長短等により決定されるが、基本的に時間の経過とともに加速度的に下落する性質を有することに加え、特に、本件オプションは、権利行使期間が4ないし5か月と短いため、ボラティリティが将来十分大きくなることが予測される場合でなければ、時間的価値（即ちプレミアム全体）が急激に値下がりする可能性が高かった

ものといえる。

(エ) さらに、本件取引においては、プレミアムの約4割という高額の手数料が徴収されているため、プレミアムが値上りしただけでは利益とならず、これが購入時の約1.4倍以上に上昇しない限り、やはり損失を被ることになる。

(オ) 以上を要するに、本件取引は、リスクの範囲が投資額に限定されており少ない投資で多くの投資効果が得られるという有利な面もないわけではないが、反面、プレミアムが時間的価値のみからなること、満期までの期間が短いこと、手数料が高額であることなど各種の要因を考慮すれば、転売利益が出る可能性に比して、元本欠損の危険性の方が確率的には高く、高度の投機性を有するハイリスク・ハイリターンな取引であるといわざるを得ない。

これに加え、プレミアムの変動要因は極めて多種多様であって上記したところに尽きないこと、オプション取引は日本では馴染みの薄い取引であることにも照らせば、通常理解能力を有する一般投資家であっても、オプション取引について合理的な投資判断を下すことは、相当の困難を伴うというべきである。

(カ) この点につき、被告は、オプション取引が投資額を遥かに上回る利益が見込める一方、損失の上限がその投資額に限定されていることのみをもって、ローリスク・ハイリターンであると説明していることが認められる(乙8)が、上記のような説明は、一般人をして取引内容を誤解させる誤った説明と言うべきである。

(2) 認定事実

前記前提事実、証拠(甲1ないし3, 7, 乙1, 2, 乙3の1, 2, 乙4ないし12, 乙16の1ないし5, 乙17の1ないし3, 乙18ないし22, 27, 証人^ア〇〇〇〇, 同^イ〇〇〇〇, 原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、

以下の事実が認められる。

ア 原告は、昭和9年[]生まれの女性であり、昭和57年ころまでは[]の師匠をするなどしていたが、昭和58年に脳出血を発症した後は無職（専業主婦）となり、娘は結婚し、夫も老人ホームに入居したため、本件取引当時（平成14年当時）は個人年金で独りで生活していた。

原告は上記脳出血の発症後、平成12年にも脳虚血発作を起こし、その後遺症として、本件取引当時、健忘失語症に罹患していたほか、高血圧等の持病を抱える健康状態であった。

イ ところで、原告は、昭和45年ころから昭和58年ころまでの間、証券会社に勤める友人の要請で株取引を一任して行ったことがあったものの、先物取引やオプション取引の経験は全くなく、その知識もなかった（なお、被告は、原告に先物取引の経験があったなどと主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。）。

ウ 原告は、平成14年4月8日、被告の従業員の^A[]から突然オプション取引の案内と称する電話を受け、翌4月9日午後にも^A[]から「近くまで来ているので是非話を聞いて欲しい。」との電話での申し入れを受け、会って話を聞くだけのつもりでこれを承諾したところ、直後、^A[]とその上司である^B[]の2人が老人の独り住まいである原告宅を訪れた。

エ そして、^B[]は、部下である^A[]とともに、原告に対して一方的にドル円相場の日足と題するグラフ（甲4）、新聞記事、オプション取引のABCと題する書面（乙4）などを示しながら、オプション取引の勧誘を行い、また、リスク開示告知書（乙5と同様のもの）、オプション取引手数料表（乙6）及びオプション取引の手引き（乙7〔各オプションについて表にまとめてもの〕）を交付するなどしてオプション取引の概要の説明をしたものの、オプション取引が元本欠損の危険が相当高く、また高度の投資判断を要求される取引であることについては具体的な説明をすることな

- く、むしろ、オプション取引はローリスク・ハイリターンである旨の誤った説明をした上、オプション取引で大きな利益を上げた人がいる、^Bの顧客で損をした人は1人もいない、銀行で円をドルに両替えするより大きな利益になるなどと安全性を強調し、約1時間にもわたって勧誘を続けた。
- オ 原告は、もともと投資経験自体が乏しく、^Bらの上記勧誘を受けても、オプション取引については全く理解できず、当初は勧誘に応ずる意思はなく、余裕資金もないなどと言って同取引を開始することを断っていたが、当日の体調が思わしくなかったうえ、^Bらが長時間にわたって必ず儲かるなどと言って執拗に勧誘を続けて独り住まいの自宅から退去する様子もなく、^Bらの誤った説明からオプション取引が高リスクなものであるとの認識がなかったことなどから、300万円程度なら投資してもよいと答え、本件取引を開始することを承諾するに至った。その際、原告は、^Bらに言われるまま、その記載内容の説明も具体的に受けずに、米国先物オプション取引契約書（乙3の1）、新規口座開設確認書（乙8）、新規口座開設規定（乙9）等の原告の自己責任で本件取引を行う旨記載されている書面に署名押印した。
- カ 原告は、^Bらに対し、プレミアム及び手数料として、定期貯金を担保に借り入れた金員から、290万円を交付し、これと前後して、4月9日午後3時45分ころ、同日付売買（10枚、投資額266万7250円）が行われた（なお、原告は、同日^Bに交付した金額は300万円であると主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。）。
- キ その後、同日午後4時頃、被告法制管理部の^Dが原告方を訪れ、^B及び^A立会いの下、オプション取引に関する理解や取引との適合性等について確認するとの名目で原告と面接し、また、原告に口座開設要綱（乙10）等を作成させた。その結果、同人について、前記株取引以外の投資経験が全くないこと、ストライクプライス等オプション取引の基本的

概念すら理解していなかったこと、資産は持ち家のほか1000万円の預貯金のみであること、投機による損失は避けたいとの意向であることなどが判明した。しかし、^Dは、原告に対し、オプション取引について理解し得るよう再度説明したり、^Bらに説明させたりすることなく、また、原告の投資方針や余裕資金についてさらに聴取することもないまま、原告をして法制管理部による事前面接要綱（乙12）に署名押印させ、また、会社に対する報告書として、原告はオプション取引について理解しており資産や投資方針等にも問題がない旨のコンプライヤー面接報告書（乙11）を作成した。

そして、原告は、^Bらに言われるまま、4月9日付の取引について、同月14日、被告に対し、注文どおり成立したことを確認した旨の取引確認書（乙1.7の1）を送付した。

ク さらに、^B及びその上司である^Cが、翌4月10日午後1時過ぎころ、原告方を訪問し、原告に対し、オプション取引をすれば絶対儲かる、億の金になったらどう使うかなどと言ってオプション取引に追加投資するよう長時間にわたって勧誘し、退去しようとしな^Bいたため、原告の方で「(被告が)どんな会社か見ておきたい。」と申し出て、^Bらの案内で原告が被告大阪支店を訪れた。そうすると、^Bは、原告に対し、既に投資した金員では利益が小さいのもっとお金を出して大きくやりませんかなどと追加投資を強く勧誘した。そのため、原告はこれを断り切れず、また、^Bらの説明ではオプション取引で投資額全額が損失になる危険はないものと考えて、言われるままに、1600万円の追加投資をする旨被告に申し込んだ。そのため、被告は、同日、原告の計算において4月10日付売買（60枚、投資額1426万5000円）を行った。

ケ その後、原告は、上記1600万円の追加投資について翻意し、同月11日午前中、同人方に電話をかけてきた^Bに対して上記追加投資を撤回

したい旨申し出たが、^Bから既に被告本社と話ができているので取引の中止には応じられない旨告げられたため、やむなく、同日午後、原告方を訪れた^B及び^Aに対し、中途解約した定期貯金から1600万円を預託した。なお、原告は、上記取引についても、^Bらに言われるままに取引確認書（乙17の2）を被告に送付した。

コ 原告と被告間では、その後も、4月11日付売買（30枚、投資額813万8250円）、5月9日付売買（12枚、投資額275万8222円）及び同月10日付売買（18枚、投資額390万7912円）がなされたが、これらの取引に際しても、原告が^Bら被告担当者から損になっているので追加資金が必要である、預託金を追加しないと出資金がゼロになる、1か月で損失を取り戻せるなどと言われてこれを信じた結果、4月12日に618万円（4月11日付売買分）、5月13日に276万円（5月9日付売買分）、同月14日に400万円（5月10日付売買分）の追加の預託金を被告に交付してなされたものである。なお、原告は、4月11日付売買についても、従前の取引と同様、取引確認書（乙17の3）を被告に送付している。

サ 原告は、その後、本件取引で購入したオプションが値下がりの一途を辿っていることに気付いたため、7月上旬ころ、^B弁護士（本件訴訟代理人）に本件取引に関する紛争処理を委任した。

シ 被告は、この間、原告に対し、建玉残高照会書（建玉の銘柄、限月、ストライクプライス、ポジション〔コールとプットの別〕、枚数、購入価格、契約日、現在価格、満期日等を記載した書面）を、少なくとも4月19日付、5月24日付、6月21日付及び7月26日付の4通送付し、これにより、原告は、購入したオプションは全て時間とともに値下がりしており、損失が拡大していることを理解していた。

(3) 前記認定に対し、被告は、被告担当者らが原告に本件取引についての説明

を適切に行ったと主張し、これに沿う^Bの陳述書（乙22）、^Cの陳述書（乙23）の各記載及び証人^B及び同^Cの各証言があるほか、原告に交付した資料や、原告が本件取引は自己責任であることを理解した旨の同人の署名押印ある書面等も多数存在するので、以下検討する。

ア 上記^Bの陳述書及び証言の中には、原告は、^Bの勧誘行為及びその後に行われた^Bによる面接の際の^Bによる補充説明により、十分本件取引の仕組み及び危険性を理解し、その上で4月9日付売買を行って本件取引を開始した旨の記載及び供述がある。

しかし、まず、4月9日付売買の注文は、同日午後3時45分に出されたものであるが（乙14）、^Bが原告方を訪問したとされるのはそれより後である同日4時頃であるから（乙12）、原告が4月9日付売買をなしたのが^Bの面接を受ける前だったことになり、上記^Bの陳述書及び証言と客観的事実との間には、重大な矛盾が存在する。

また、原告は、^Bの面接を受けた時点ではストライクプライスの概念を十分理解していなかったことが認められるが（乙12。この点は、^B自身も上記陳述書で自認している。）、ストライクプライスは、前記(1)に判示したところから明らかなおり、オプション取引における最も基本的な概念の一つであって、同取引に関する理解は、全て、ストライクプライスの理解を出発点としており、これを十分理解しないままオプション取引の投機判断を行うことは不可能である。それだけでなく、ストライクプライスの概念それ自体は、通常の知識経験を有する者であれば容易に理解できると考えられるところ、原告は、前記(2)に認定したとおり約1時間にわたって^Bからオプション取引についての説明を受けたにもかかわらずストライクプライスの概念すら理解できなかったというのであるから、このような者が、前記(1)に判示したような投機的オプション取引の前提知識として要求されるプレミアムの価格変動の特徴及び要因について適切に理

解することは、ほぼ不可能である。以上の点でも、原告が本件取引について理解し、また理解する能力があったとする^Bの上記陳述書の記載及び証言内容の信用性には重大な疑問がある。

これに、①原告は少なくとも本件取引終了後である本人尋問の時点ではオプション取引について全く理解していなかったと認められること（原告本人）、②投機志向のない原告の立場からみれば、仮に本件取引の危険性を理解していたならば、原告が無職の年金生活者でありその夫が有料老人ホームに入居していることなどに照らし原告夫婦の老後の生活資金と認められる3000万円もの大金を同取引に投資するなど考えにくいこと、③^Bらが原告に本件取引を勧誘した際用いたと認められるチャート（甲4）及び説明メモ（乙27）にも損失が出る場合について何も言及されていないこと、④新規口座開設確認書（乙8）にはオプション取引ではローリスク・ハイリターンが成り立つ旨同取引の安全性のみを強調する誤導的説明があることなどにも照らせば、^Bらが、本件取引開始前に、原告に対し、同取引の仕組み及び危険性を理解できるような説明をしていなかったことは極めて明白というほかなく、むしろ、^Bほか被告担当者らが、本件取引をすれば絶対儲かる安全確実な取引である旨繰り返し説明したため、原告も事実上元本割れの危険のない安全な商品であると誤信して本件取引をするに至ったものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

したがって、上記^Bの陳述書の記載内容及び証言内容は、およそ信用できない。

イ また、被告は、本件取引について理解し、又は同取引を自己責任で行う旨記載された書面（乙3の1、乙8、9、12、19、20）に原告自身が署名押印したことを指摘して、原告が^Bから本件取引について説明を受けてこれを理解したことの証左であると主張する。

確かに、以上の書面には原告の署名押印があるところ、一般的に、署名

押印がある書面は作成者が内容を十分確認し理解したはずであるとの推定が働き、ことに、契約書（乙3の1）のような処分証書においては、その推定力は強いと考えられる。

しかし、本件においては、①前記(イ)に判示したとおり、本件取引開始の時点においてオプション取引の基本的な仕組みすら理解していなかったことが明白であり、これに、②上記各書面の中には、新規口座開設規定（乙9）のように、原告が、実際は無職の高齢者に該当するのに、これに該当しないのでオプション取引をしたい旨の不動文字が印刷された書面があるなど、内容の真実性に重大な疑問があるものが含まれていること、③上記各書面には原告自身が具体的にオプション取引の基本的な仕組みを理解していたことを窺わせるに足りる事実が一切記載されていないこと（例えば、原告に対するオプション取引の理解に関するアンケートの体裁を有する新規口座開設確認書〔乙8〕などは、単に取引の仕組みやリスクについて、「理解できた」、「知っている」などの項目に丸印を付けるだけの方式に過ぎない。）、なども併せ考慮すれば、上記推定は覆るというべきであって、被告の上記主張を採用することも困難である。

ウ また、被告は、^Bにおいて、上記勧誘の際、原告に対し、オプション取引について分かり易く解説した書面であるオプション取引のABC（乙4）を示して同取引の説明を行った旨主張する。

この点、上記のとおり、^Bが上記書面を示してオプション取引の勧誘を行った事実自体は認められ、また、上記書面は^Bら被告担当者が原告に交付した書面の中では最もオプション取引の概要について分かり易く説明した書面であるといえる。

しかし、重要なのは、当該説明が原告に対してオプション取引についての理解を与えるかどうかであるところ、上記のとおり、原告が上記書面の説明をもってしてもオプション取引について理解し得なかったことは明白

なのであるから、上記書面を示してオプション取引の勧誘を行ったことをもって、^Bらが原告にオプション取引の仕組みや危険性について理解し得るように説明したということはできない。

以上のほか、^Bらが、本件勧誘の際、原告に対して他の書面を交付して本件取引についての的確に理解し得るよう配慮したと認めるに足りる証拠もない。

エ また、^Dが原告と面接した結果として、コンプライヤー面接報告書（乙11）が4月9日付で作成されており、同書面には、要旨、原告は、株と先物取引の投資経験があり、当時の金利に不満があるため、オプション取引につき理解した上で本件取引を決意した旨の記載がある。

しかし、前記のとおり原告が前記^Dとの面接当時、オプション取引について全く理解できていなかったことは明白であり、^Dも、上記報告書に原告はストライクプライス等について理解が不十分であった旨記載していることからすれば、原告がオプション取引についての基礎的な理解すら欠いておりその理解能力には相当問題があったことを十分認識していたものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

したがって、^D作成にかかる上記報告書の上記記載内容も、到底信用できない。

オ 取引確認書（乙17の1ないし3）及び建玉残高照合書（乙18）についても、本件取引が無断売買でないことを推認させるにとどまり、さらに進んで、原告が自己の合理的判断により自己の責任において本件取引を行ったことまで示すものということとはできない。

カ また、被告は、4月10日付売買以降の取引についても、被告担当者らにおいて、原告に対して同取引のリスク等について適切な説明をし、原告はこれを理解していたのであり、必ず儲かるなどといって勧誘したことはないと主張し、これに沿う^B及び^Cの前記各陳述書（乙22、23）

並びに証人^B [REDACTED] 及び同^C [REDACTED] の各証言内容を援用するが、これらの証拠についても、既に判示したところに照らし、採用できない。

キ 以上のほか、前記認定を覆すに足りる証拠はない。

(4) 各違法事由について

ア 投資勧誘が不法行為となる場合について

オプション取引のような相場取引への投資は、一般投資家自身が自己の判断と責任の下に、当該取引の危険性等を判断して行うべきものであり、それによって損失が生じた場合は、本来、一般投資家自身が負担すべきものである（自己責任の原則）。

しかし、受託業者と一般投資家の間には、取引についての知識・経験、情報の収集能力及び分析能力等において格段の質的・量的差異があり、一般投資家は、専門家である受託業者の提供する情報や助言等に依存して投資を行わなければならない、他方、受託業者は、一般投資家を取引に誘致することで利益を得ているという実態がある。

これらを考慮すれば、受託業者及びその外務員等は、一般投資家に対してある取引を勧誘する際、一般投資家が取引の危険性を認識するのを阻害するような断定的判断を提供したり、虚偽・不実表示により勧誘したりすることが禁止されるばかりでなく、契約準備段階における信義則上の義務として、一般投資家への勧誘は、投資に関する知識・経験、投資の目的、財産状態等に鑑みて、その者がその取引への適合性を有する場合に限るべきであり（適合性原則の遵守）、また、当該商品が複雑かつ危険を伴うときは、一般投資家に対し、一般投資家が当該取引の仕組みや危険性を的確に認識しうるよう説明すべき義務を負うというべきである（説明義務）。

そして、その説明義務の内容及び程度は、当該商品の仕組等の複雑性や取引による危険性の大きさ、これらの周知性、一般投資家の知識・経験等の具体的属性及び具体的な取引状況等の相関関係によって決定されるとい

うべきである。

以上の観点から、以下、本件取引について検討する。

イ 適合性原則違反について

前記(1)に認定したとおり、投機目的のオプション取引は、元本欠損の可能性が客観的に高く、通常の一般投資家にとっても合理的な投資判断は必ずしも期待できない取引であるというべきであるから、①同取引に適合性を有する投資家といえるためには、投資経験や一般的能力からみて、オプション取引の基本的な仕組みだけでなく、プレミアムの変動の特徴や要因について概括的にせよ一応の理解を得るだけの能力が不可欠であり、これに、②投機志向が高いこと、③投資額全額を喪失することに一応耐え得るだけの余裕資金を有することなども重要な要素とみるべきである（なお、上記①の点につき、被告は、オプション取引の基本的な仕組みを理解する能力があれば足りるというが、顧客が自己の判断と責任において投機目的のオプション取引を行うためには、プレミアム自体の価格変動を合理的に予測し得ることが必要であるから、被告の上記主張は採用し得ない。他方、原告は、およそ一般投資家はオプション取引に対する適合性がない旨主張するが、投資は飽くまで自己責任が原則であるところ、上記①に判示した程度の理解能力があれば、オプション取引について調査研究し、相場の情報を収集した上で自らの責任と判断において同取引を行うことが可能なはずであるから、原告の上記主張も採用できない。）。

これを本件についてみるに、原告は、①投機取引の経験がないこと、原告は中学校を卒業後 [REDACTED] の師匠をしていた以外は専業主婦として過ごしていたこと、特に本件取引当時、脳出血の後遺症として健忘失語症に罹患していたため、理解力・判断力は相当減退していたものと推認されること、現にオプション取引の基本概念であるストライクプライスの意義すら十分理解できなかったことなどに照らし、同取引の基本的な仕組みでさえ

理解することが困難であり、まして、投機的オプション取引をするためにプレミアムの価格変動予測を立てることなど到底期待し得ない者であったと認められる。また、上記のとおり、②原告の投機志向は皆無であり、③当时无職で収入は年金だけであり、本件取引に投資した3000万円以上の資産はその大半が老後の生活資金として蓄財したものであったと認められる。

したがって、原告は、本件取引のような投機的オプション取引をする適合性に極めて乏しい者であったことが明白であり、[REDACTED]ほか被告担当者らは、本件取引を原告に勧誘する中で当然このことを知るに至ったはずであるから、被告担当者らの上記勧誘行為が適合性原則に反する違法なものであるといわざるを得ない。

ウ 説明義務違反等について

(7) 前記(1)に判示したとおり、本件取引は複雑かつ高リスクの取引であり、客観的に損失の出る可能性が利益の出る可能性を上回っているものと認められるから、被告は、単にオプション取引の基本的な仕組みや抽象的に投資額全額が失われる危険があることだけでなく、原告が自らの合理的な判断に基づいてオプション取引を行うことができるようにするため、投機的オプション取引の仕組み及びリスクについて、原告の能力に応じて十分な説明を行うとともに、個々の取引について、プレミアムの価格変動につき経済的合理性を有する予測ができるだけの情報を提供すべき信義則上の義務を負っていたものというべきである。

ところで、前記イに認定したとおり、原告にはオプション取引の基本的な仕組みを理解する能力さえほとんどなかったものと認められるから、そもそも説明義務を論ずる意味がないともいえるが、仮にこの点を措くとしても、前記(2)に認定した被告担当者らの本件取引の勧誘経過に照らせば、被告担当者らは、原告に対し、オプション取引の基本的な仕組み

さえ十分に説明することなく、かえって断定的判断を提供してその有利性のみを強調し、積極的に原告の判断を誤らせて本件取引を勧誘したものと認められる。したがって、被告担当者らの本件勧誘行為は、説明義務にも違反するものといわざるを得ない。

(イ) なお、原告は、実質的一任売買、欺瞞的取引を独立の違法事由として主張するが、その主張は、一任売買（証券会社が、顧客から、銘柄、売買の別、価格、数量等の決定を一任され、顧客の計算で行う売買取引）それ自体がなされたというものではなく、前記適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供の結果として実質上一任売買に近い取引がなされるに至ったということに尽きるから、特にこの点を独立して判断の対象とすることはしない。

エ 新規委託者保護義務違反

オプション取引のような投機取引の受託業者は、顧客が当該取引の初心者である場合、当初は少額の取引の勧誘にとどめて、その取引の損益を確定させ、実際に取引を経験してもらった上で、通常規模の取引を勧誘すべき義務（新規委託者保護義務）を負うというべきところ、本件においては、
[REDACTED] ほか被告従業員は、投機取引の経験のない原告に対し、僅か1か月間に3000万円以上の生活資金を投機的オプション取引に投じさせたのであるから、これが上記義務にも違反することは明白である（もっとも、同義務違反は、本件では、上記適合性原則違反の程度を増大させるものとして、これに吸収されると考えられる。）。

オ 被告の責任原因について

被告の責任につき、原告は、主位的に、被告自身の不法行為を主張するが、民法44条、715条の趣旨に鑑み、原告の上記主張は採用できない。

そこで、さらに予備的主張である使用者責任の成否につき検討するに、前記アないしエに判示したところによれば、被告担当者らの原告に対する

一連の勧誘行為は不法行為（民法709条）に該当するところ、これらは被告の業務の執行につきなされたものと認められるから、被告は、使用者責任（民法715条）に基づき、原告に生じた損害を賠償する義務を負うというべきである。

2 争点(2)（原告の損害額等）について

(1) 原告の損害額について

ア 前記のとおり、原告は、本件取引により3173万6634円の損失を被ったことが認められるが、これは、全額、^B ほか被告担当者らの上記違法な勧誘行為による損害であることが明白である。

この点、被告は、原告において本件取引のオプションが決済される前に本件紛争処理を本件訴訟代理人に委任したことを捉えて、権利放棄による損失を回避し得たとして、これを被告に転嫁すべきでない旨主張する。しかし、上記のようなオプション取引の複雑困難性に鑑みれば、弁護士といえども、受任早々当該事件で問題となっているオプションを決済するための適切な投資判断をなし得る能力があるとは認め難いから、被告の上記主張は採用できない。

イ なお、原告は、本件取引による損害として慰謝料も請求するが、本件はいわゆる取引的不法行為の事案であり、その被害者である原告がこれにより被った精神的苦痛は、基本的に、取引自体による損失が回復されることにより慰謝されるべきものであるから、取引による損失と別個に慰謝料を認めるのは相当ではなく、原告の上記主張は採用できない。

(2) 過失相殺について

また、被告は、少なくとも8割の過失相殺がなされるべきであると主張し、原告が本件取引の内容及び危険性につき自ら調査確認しなかったことが認められるが、この点は、被告担当者らによる前記勧誘行為の重大な違法性に比して無視できるほど軽微であって、過失相殺を行うのは相当でないというべ

きである。

(3) 弁護士費用について

以上のほか、被告担当者らの前記違法な勧誘行為と因果関係を有する原告の損害として、320万円（上記(1)記載の損害額の約1割）の弁護士費用を認めるのが相当である。

(4) 小括

上記(1)ないし(3)によれば、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、3493万6634円及びこれに対する不法行為の後である平成14年7月25日（訴状送達の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求できることになる。

第4 結論

よって、原告の請求は主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条、64条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第20民事部

裁判長裁判官 岡 原 剛

裁判官 遠 藤 東 路

裁判官 相 澤 聡

取引一覧表

No	約定日	限 月	ストライク プライス (米ドル)	枚数	単 価 (米ドル)	為 替 レ ー ト	価 格 (円)	手数料 (円)	消費税 (円)	合 計 (円)	権利放棄 の 日
①	H14. 04. 09	H14. 09	75. 00	10	11, 800	131. 00	1, 932, 250	700, 000	35, 000	2, 667, 250	H13. 09. 06
②	H14. 04. 10	H14. 09	75. 00	60	10, 000	131. 40	9, 855, 000	4, 200, 000	210, 000	14, 265, 000	H14. 09. 06
③	H14. 04. 11	H14. 09	75. 00	30	12, 000	131. 85	5, 933, 250	2, 100, 000	105, 000	8, 138, 250	H14. 09. 06
④	H14. 05. 09	H14. 09	77. 00	12	9, 700	128. 95	1, 876, 222	840, 000	42, 000	2, 758, 222	H14. 09. 06
⑤	H14. 05. 10	H14. 09	77. 00	18	9, 000	127. 65	2, 584, 912	1, 260, 000	63, 000	3, 907, 912	H14. 09. 06
合 計				130			22, 181, 634	9, 100, 000	455, 000	31, 736, 634	

注① 日付を示す欄の「H」は「平成」の略称である。

② 商品は、全て、円のプットオプションである（ドル建て）。

入出金 覧表

No	日付	摘要	入金	出金	残高
①	H14. 4. 10	入金	2,900,000		2,900,000
②	H14. 4. 10	入金	16,000,000		18,900,000
③	H14. 4. 10	買付		2,667,250	16,232,750
④	H14. 4. 11	買付		14,265,000	1,967,750
⑤	H14. 4. 12	入金	6,180,000		8,147,750
⑥	H14. 4. 12	買付		8,138,250	9,500
⑦	H14. 4. 16	出金		9,500	0
⑧	H14. 5. 10	買付		2,758,222	-2,758,222
⑨	H14. 5. 13	入金	2,760,000		1,778
⑩	H14. 5. 13	買付		3,907,912	-3,906,134
⑪	H14. 5. 14	入金	4,000,000		93,866
⑫	H14. 5. 20	出金		93,866	0
合 計			31,840,000	31,840,000	